

Title	スウェーデンにおける国籍不明の潜水艦による領海侵犯事件についての分析：「中立」と西側軍事協力と武力行使基準に着目して
Author(s)	清水, 謙
Citation	IDUN -北欧研究-. 2015, 21, p. 337-368
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/96439
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

スウェーデンにおける国籍不明の潜水艦による 領海侵犯事件についての分析

— 「中立」と西側軍事協力と武力行使基準に着目して —

清水 謙

1. はじめに

2014年2月19日の午前9時、カール・ビルト (Carl Bildt) 外相 (在任期間; 2006-2014年) は、毎年2月中旬にスウェーデン議会で行われる「外交討論」(Utrikesdebatt) の冒頭で、2014年の「議会における外交政策討論にあたっての施政方針」(Regeringsdeklaration vid utrikespolitiska debatten i Riksdagen. 以下、「外交方針宣言」(Utrikesdeklarationen)) を発表した¹。

2014年は「外交方針宣言」の発表を前に、当初予定されていなかったウクライナ情勢への言及から始まるという異例なものであった。それは、「外交方針宣言」発表前日の2月18日にウクライナの首都キエフで発生した反政府デモで警官隊の発砲によって多数の死者が出たことを受けての発言であった。ビルト外相の声明は、ヨーロッパの首都の一つでこのような事態が発生したことを「ヨーロッパの暗い日」(Det är en mörk dag i Europa) と表現した上で情勢を危惧し、平和で自由に協力し合えるヨーロッパという夢がいつかウクライナにおいても勝利を収めるとの希望を謳うものであった²。しかし、ウクライナは分裂の危機に直面し、住民投票の末に南部クリミアがロシアに併合される事態にまで発展した。ウクライナ東部での戦闘は現在も続いており、ウクライナ情勢の先行きはいまだ予断を許さない状況にある。

冷戦終焉後、スウェーデンは国防費の減額や国内各地の軍事基地の閉鎖、そし

¹ 「外交方針宣言」とは、前年までのスウェーデンの外交政策の成果を報告しながらその年のスウェーデンの外交方針を確認し、国際政治においてスウェーデンがどのような役割を果たすかを国内外に示すものである。これは、首相による「所信表明演説」(Regeringsförklaring) もしくは Regeringsdeklaration) と並んで重要なスウェーデン政府の方針宣言である。「外交方針宣言」の位置づけについては、拙稿「スウェーデンの2009年外交方針宣言について — 解説と考察 —」『北欧史研究』26号 (バルト＝スカンディナヴィア研究会), 2009年, 119頁を参照。

² Riksdagens protokoll, 2013/14:70, anförande.1. ビルト外相はこの冒頭の発言を議事規則に反したとして議長に詫びた上で「外交方針宣言」の発表に移った。なお、議事規則に反したことを詫びた文言自体は議事録に収録されていないが、冒頭のウクライナ情勢について言及した箇所は正式に議事録に記録されている。「2014年外交方針宣言」の詳細については、拙稿「スウェーデンの「2014年外交方針宣言」と外交討論について — 解説と考察 —」『北欧史研究』31号 (バルト＝スカンディナヴィア研究会), 2014年, 63-76頁を参照。

て2010年には徴兵制を廃止するなど、その国防政策 (försvarspolitik) は大きく変化してきた。さらに2009年には、「リスボン条約」第42条7項と第222条に呼応する形で、EU加盟国と北欧の非EU加盟国であるノルウェーとアイスランドとの間で民・軍双方の領域でスウェーデンとの相互的な支援を謳った「連帯宣言」(solidaritetsförklaring) を盛り込んだ「実践的な防衛」(Ett användbart försvar) と題する政府法案が可決され、スウェーデンの安全保障政策 (säkerhetspolitik) は現在では「中立から連帯へ」(Från neutralitet till solidaritet) と冠されるようになって³。

しかしながら、この「連帯宣言」はウクライナ危機に直面してスウェーデンで大きな議論を呼び起こすこととなった。2014年3月26日にロシアがウクライナのみならずEU加盟国のバルト三国を攻撃する可能性さえもあるとの見方がCNNで報道されると、スウェーデンではこの「連帯宣言」で謳われている軍事的支援の意味とは何であるかが問われ、EU加盟国との連携とスウェーデン本国の防衛とのどちらを優先させるかという問題が浮き彫りになってきた⁴。

2. スウェーデンの安全保障概念の変遷と潜水艦問題

このように「ウクライナ危機」はスウェーデンの新たな外交および安全保障政策に大きな課題を突きつけたが、冷戦終焉後ロシアの脅威がスウェーデンで再認識されたのはこれが初めてではない。2008年の「グルジア問題」もスウェーデンにとっては自国の安全保障上の重要な懸案事項となっており⁵、また昨年の2013年3月29日未明に、ロシアがゴットランド (Gotland) 島沖のスウェーデン領空からわずか30-40kmの空域で、ストックホルムとスウェーデン南部を攻撃目標に定めた核攻撃訓練を行っていたことが全国紙「スヴェンスカ・ダーグブラーデット」(Svenska Dagbladet; SvD) の取材で明らかになっている。このロシア軍の核攻撃訓練では、ストックホルムのローヴーン (Lovön) 島にある「国防電波局」

³ Proposition 2008/09:140, *Ett användbart försvar*.

⁴ Mikaela Åkerman, “Svensk solidaritet kan sättas på prov”, *Svenska Dagbladet*, torsdagen den 27 mars 2014. この問題は同年3月4日に、国民党自由 (Folkpartiet liberalerna) の党首で、副首相兼教育相のヤーン・ビュルクンド (Jan Björklund) が議会内での記者会見で提起したものであり、フレードリック・ラインフェルト (Fredrik Reinfeldt) 首相 (在任期間; 2006-2014年) やカーリン・エーンストゥルム (Karin Enström) 国防相 (在任期間; 2012-2014年) の見解とは異なることから国防政策上の政府内の不一致と捉えられた。このビュルクンドの見解については、社会民主党 (Socialdemokraterna) のペーテル・フルトクヴィスト (Peter Hultqvist) 議会国防委員会委員長も賛意を表明しており、国防政策では国民党自由と社会民主党の連携までが模索された。この国防政策についての与野党の対立は「国防問題」(Försvarsfrågan) と呼ばれ、2014年9月の議会選挙での争点の1つとなった。

⁵ 2008年8月にロシアがカリニングラード (Kaliningrad) に戦術核を配備し、核兵器使用を想定した訓練が行われているとビルト外相が明言している。

(Försvarets Radioanstalt) などの軍事施設も目標になっていたとされ⁶, さらにスウェーデン国営放送 (Sveriges Television) の国防軍への取材で, そのおよそ半年後の同年 10 月 28 日にもロシアがウーランド (Öland) 島南端の岬を攻撃目標にした爆撃機の訓練を行っていたことも明らかになっている⁷. そのような状況の中で起きたウクライナ危機を受けて, 全国紙「ダーゲンス・ニーヘテル」(Dagens Nyheter; DN) が調査会社の「イプソス」(Ipsos) を通じて 2014 年 4 月 15 日から 27 日までに 1, 150 人を対象に行った世論調査の結果によれば, スウェーデン国民のおよそ半数が国防費の増額を望むと回答している. イプソス社ではこれまで国防費に関する類似した世論調査を行ったことはないものの, 全ての支持層においてウクライナ危機の影響が明確に見られると同社のダーヴィット・アリーン (David Ahlin) 世論調査部長は分析している⁸. この世論調査の結果からも, スウェーデン国民の間でロシアが脅威であるとの認識が共有されていることが確認できる.

スウェーデンは冷戦期よりすでに非軍事的脅威への対処も安全保障政策に組み込んでいたが, それでもスウェーデンにとっての主要な脅威は一貫して自国への武力攻撃であり, その主体はソ連であることが自明のものとされていた⁹. それが逆転したのは「安全保障諮問会議」(Försvarsberedningen) が 2003 年 2 月 27 日に発表した「省庁報告書」(Departementsserie; Ds) の『より安全な近隣 — 不安定な世界』(Säkrare grannskap – osäker värld) であった¹⁰. その中で安全保障諮問会議は,

⁶ Mikael Holmström, “Ryskt flyg övade anfall mot Sverige”, *Svenska Dagbladet*, söndagen den 22 april 2013; Micke Ölander, “Ryska bombplan hade FRA som övningsmål”, *Expressen*, söndagen den 9 december 2013; Micke Ölander, “Övade med kärnvapen mot svenska mål”, *Expressen*, söndagen den 12 januari 2014.

⁷ Kerstin Holm & Karolina Lek, “Ny rysk bombövning mot Sverige”, *Sveriges Television*, onsdagen den 6 november 2013.

⁸ Jens Kärrman, “Varannan svensk vill att försvarets resurser ska öka”, *Dagens Nyheter*, onsdagen den 30 april 2014.

⁹ Johan Eriksson, *Kampen mot hotbilden. Rutin och drama i svensk säkerhetspolitik*, Stockholm: Santérus förlag, 2004, ss.35-52.

¹⁰ Ds 2003:8 *Säkrare grannskap – osäker värld*. 移民や難民などのヒトの国際的移動に代表される非軍事的脅威への関心は 1990 年代から本格的に議論されはじめ, 1992 年 12 月 21 日にアンデシュ・ビュルク (Anders Björck) 国防大臣の指令(Direktiv; Dir 1993:4, *Utredning om påfrestningar och risker i det fredstida samhället samt om vissa frågor inom totalförsvarets civila del*) を受けてエーリック・クルーンマルク (Eric Krönmark) 元国防大臣を委員長とする「脅威と危機調査委員会」(Hot- och riskutredningen) が組織され, 7 冊の「政府公式調査書」(Statens Offentliga Utredning; SOU) がまとめられた. 同委員会の委員と政府公式調査書については, Hot- och riskutredningen, *Kommittéberättelse 1992:F003* を参照. ヨーハン・エーリックソン (Johan Eriksson) らは否定的にとらえているが, 移民が安全保障問題として捉えられていく過程についての詳細は, Elisabeth Abiri, *The Securitisation of Migration. Towards an Understanding of Migration Policy Changes in the 1990s. The Case of Sweden*, Göteborg: Department of Peace and Development Research, Göteborg University, 2000 と清水謙「スウェーデンにおける「移民の安全保障化」— 非伝統的安全保障における脅威認識形成 —」『国際政治』172 号, 2012 年, 87-99 頁を参照.

バルト三国の NATO 加盟への動きやロシアとの協力に鑑みて「少なくとも向こう 10 年の期間において他国からのスウェーデンへの直接的な武力攻撃は考えにくい」と評価しており¹¹、むしろテロ対策にその主眼を置いている¹²。この分析は「2004 年国防決定」(Försvarsbeslut 2004)にも反映されており、『我が国の将来の防衛 —国防政策の展望 2005-2007』(*Vårt framtida försvar – försvarspolitisk inriktning 2005-2007*)にまとめられている¹³。

しかし、ウクライナ危機を受けて、3 月末に提出予定であった「2015 年国防決定」(Försvarsbeslut 2015)の布石となる安全保障諮問会議による 2014 年版の「国防報告書」(Försvarsrapport)は延期を余儀なくされた¹⁴。さらに国防問題(försvarsfrågan)が沸き起ると、国防費のさらなる増額を主張する社会民主党と、財源不足を理由に難色を示す穏健連合党との間で議論が紛糾し、2014 年 5 月 15 日によく『スウェーデンの防衛—不安定な時代のためのより強固な防衛』(*Försvaret av Sverige. Starkare försvar för en osäker tid*)をまとめたものの、両党間の対立は埋まらなかった。この「国防報告書」では、従来の分析がやや後退し、スウェーデンへの直接的な軍事的力による武力攻撃の可能性は引き続き低いものの、軍事的の行使に至るような危機あるいは事件が生じうる可能性もあり、長期的には武力攻撃の脅威は絶対に排除できないとする。その上で、ロシアのウクライナへの攻撃は、スウェーデン、そして近隣地域にとってさえもそのような危険を高めた、と情勢をより厳しく分析している¹⁵。

このように、これまでテロ対策などのような非軍事的脅威にシフトしていたスウェーデンの安全保障政策は、ウクライナ危機を受けて再びロシアの軍事的脅威への対処へとヘッドバックしているといえよう¹⁶。しかしながら、これはスウェーデンにおける「安全保障概念」(säkerhetsbegrepp)の変遷の観点からすれば新しいことではなく、同様の事例を冷戦期にも確認することができる。すなわち、冷戦期からすでにスウェーデンの安全保障概念は経済分野など非軍事的脅威にまで拡大していたが、1970 年代の安全保障概念を継承しながらも 1980 年代に入っ

¹¹ Ds 2003:8, s.27. ただし、領土保全へと繋がる事件も排除できないとの留保が付されていることに留意が必要である。本文の文言は、同年月の省庁報告書「我々の軍事的防衛 — 意志と選択」(*Vårt militära försvar - vilja och vägval*)においても踏襲されている。Cf. Ds 2003:34, *Vårt militära försvar - vilja och vägval*, s.25.

¹² Eriksson, *op. cit.*, s.50.

¹³ Proposition 2004/05:5, *Vårt framtida försvar – försvarspolitisk inriktning 2005-2007*.

¹⁴ “Försvarsrapport skjuts upp”, *Svenska Dagbladet*, tisdagen den 4 mars 2014.

¹⁵ Ds 2014:20, *Försvaret av Sverige. Starkare försvar för en osäker tid.*, s.19.

¹⁶ 2008 年の「グルジア問題」においてもウクライナ危機ほどではなくとも同様の状況は確認される。

て安全保障概念の拡大が中断したとみる議論である¹⁷。その要因は1979年のソ連のアフガニスタン侵攻に端を発する新冷戦やポーランド共産党による民主化運動弾圧の戒厳令、そしてヨーロッパにおける中距離核戦力 (Intermediate-range Nuclear Forces; INF) の配備などに加えて、1980年代にスウェーデンで頻発した国籍不明の潜水艦による一連の領海侵犯事件に見出されている¹⁸。

冷戦終焉以降、1993年を境にこの「潜水艦問題」(Ubåtsfrågan) は下火となっていたが、ここ数年国籍不明の潜水艦がスウェーデンにとって軍事的脅威として再び浮上してきている。2011年9月にはユーテボリ (Göteborg) 沖に国籍不明の潜水艦が出没したとの情報を基にスウェーデン海軍が大規模捜索を行っており¹⁹、そして今年2014年10月には、ストックホルム群諸島 (Stockholms skärgård) 海域に侵入したとみられる損傷を受けた可能性のある国籍不明の潜水艦を追跡する大規模軍事作戦が展開された。この作戦中、「真性な関係」(genuine link) が存在するかどうかわからないベリア国旗を掲げたロシアのと思われる外国船舶がバルト海で巡航を続け²⁰、さらに10月21日にはロシアのイリュージョン20電子偵察機が飛来し、NATOのF-16戦闘機がスクランブル発進するなど緊迫した事態が生じた²¹。一方でロシア国防省は、スウェーデン軍が捜索している国籍不明の潜水艦はオランダ海軍の潜水艦であるとの声明を発表し、自国の潜水艦ではないと主張した²²。10月11日から19日かけてスウェーデン軍は、オランダ海軍とともにスウェーデン領海内で実施された「北の射手」(Northern Archer) と呼ばれる NATO の合同

¹⁷ Eriksson, *op.cit.*, s.43. 一方で「潜水艦事件」を「安全保障化」(Securitization) の枠組みで分析する研究もある。Cf. Fredrik Bynander, “Securitizing Submarine Intrusions”, in Johan Eriksson (ed.), *Threat Politics. New Perspective on Security, Risk and Crisis Management*, Aldershot, Burlington USA, Singapore & Sydney: Ashgate, 2001; Fredrik Bynander, *The Rise and Fall of the Submarine Threat: Threat Politics and Submarine Intrusions in Sweden 1980-2002*, Uppsala: Acta Upsaliensis, 2003. 「1984年国防委員会」(1984 års försvarskommitté) が提出した「政府報告書」である『1990年代に向けてのスウェーデンの安全保障政策』(SOU 1985:23, *Svensk säkerhetspolitik inför 1990-talet*) においても、軍事的脅威が主眼になっている。

¹⁸ Eriksson, *op.cit.*, ss.43ff; Björn Hettne & Elisabeth Abiri, “The Securitization of Cross-Border Migration: Sweden in the Era of Globalization”, in Nana Poku & David Graham (eds.), *Redefining Security: Population Movements and National Security*, London: Praeger Publishers, 1998, p.189.

¹⁹ Malin Ekmark/TT, “Misstänkt ubåt utanför Göteborg”, *Dagens Nyheter*, torsdagen den 15 september 2011.

²⁰ Johanna Cerdell, Fredrik Sjöholt & Fredrik Lennander, “Misstänkt ryskt skepp rör sig märkligt”, *Expressen*, söndagen den 19 oktober 2014.

²¹ Fredrik Lennander, “Ryskt spaningsflyg uppe över Östersjön”, *Expressen*, tisdagen den 21 oktober 2014.

²² Anna H Svensson & Erik Norbergh, “Ryssland: Ubåt kan vara nederländsk”, *Sveriges Television*, måndagen den 20 oktober 2014.

軍事演習に参加しており²³，同軍事演習の潜水艦追跡訓練にはオランダ海軍のワルラス級潜水艦ブルインヴィス (Bruinvis) も参加していた。オランダ海軍は、同艦は演習から離脱してタリン (Tallinn) に向けて航行中と説明したが、スウェーデン沿岸各地では同艦とみられる潜水艦の目撃証言が相次いでいた²⁴。10月24日にスウェーデン国防軍は、潜航していた艦船が捜索海域から退去したと発表し、2,000万クローナを要した国籍不明の潜水艦の追跡作戦は終了したが²⁵，この事件は30年前に頻発した国籍不明の潜水艦追跡事件を彷彿させるものであった²⁶。

1982年10月に発生した国籍不明の潜水艦による領海侵犯は、「ホシュフィヤールデン湾事件」(Hårsfjärden-incidenten) と呼ばれ、スウェーデン軍は爆雷を投下するなどして同潜水艦に対処したことから、連日内外から500名以上の記者が取材するなど注目を集めた。この事件の前年の1981年10月27日に、ブレーキング (Blekinge) 県にある軍港カールスクローナ (Karlskrona) 付近の軍事機密区域で発生したソ連のウイスキー級潜水艦の座礁事件（「ゴーセフィヤールデン湾事件」(Gåsefjärden-incidenten). 通称「ウイスキー・オン・ザ・ロックス事件」(Whisky on the Rocks)²⁷) が発生していることから、翌年1982年の「ホシュフィヤールデン湾事件」をはじめとする一連の国籍不明の潜水艦もソ連のものと考えられた。「ホシュフィヤールデン湾事件」はスウェーデンで第三次フェルディーン (Thorbjörn Fälldin) 政権 (第三次政権在任期間；1979-1982年) から第二次パルメ (Olof Palme) 政権 (第二次政権在任期間；1982-1986年) へ移行する時期に発生した事件であったが、同潜水艦がソ連軍所属のものであったとしてもスウェーデンの領海侵犯の意図は

²³ Magnus Jirlind, “Samövning på Östersjön med Nederländerna”, *Försvarsmakten*, måndagen den 13 oktober 2014 (<http://www.forsvarsmakten.se/sv/organisation/fjarde-sjostridsflottiljen/notiser/samovning-pa-ostersjon-med-nederlanderna/>), 2014年11月13日閲覧; Magnus Jirlind, “Samövning med Nederländska flottan – övningen “Northern Archer””, *Försvarsmakten*, torsdagen den 16 oktober 2014 (<http://www.forsvarsmakten.se/sv/aktuellt/2014/10/samovning-med-nederlandska-flottan-exercise-northern-archer/>), 2014年11月13日閲覧.

²⁴ Håkan Wikström “Bekräftar: Ubåten kom från Holland”, *Aftonbladet*, fredagen den 17 oktober 2014; “Nederländsk ubåt synlig”, *Aftonbladet*, fredagen den 17 oktober; Anders Högmark, “Holländsk ubåt siktades i Öresund”, *Helsingborgs Dagblad*, tisdagen den 21 oktober 2014; Mika Koskelainen, “Ubåten utanför Gotland kan ha varit holländsk”, *Sveriges Radio P4 Gotland*, onsdagen den 22 oktober 2014.

²⁵ Robert Holender & Mikael Delin, “Försvaret: Undervattensfarkost har lämnat sökområdet”, *Dagens Nyheter*, fredagen den 24 oktober 2014; Josefín Westin, “Ubåtsjakten avbryts”, *Aftonbladet*, fredagen den 24 oktober 2014. このときスウェーデンの領海を侵犯した潜水艦は複数であった可能性についても言及されている。1980年代に頻発した潜水艦事件でも、母艦である大型潜水艦とキャタピラ付き小型潜水艦ないし潜水艇が複数で行動していた。

²⁶ Fredric Karén, “Skickar oss drygt 30 år tillbaka i tiden”, *Dagens Nyheter*, lördagen den 18 oktober 2014.

²⁷ 座礁した潜水艦 U-137 (ソ連では S-363) の NATO 側のコードネームが「ウイスキー級」であったため、このように呼ばれる。

いまだ特定されていない。この1980年代初頭のバルト海におけるソ連との軍事的な対立は、1952年6月に発生したソ連のMiG-15戦闘機によるスウェーデン空軍のDC-3機と同型のカタリーナ機撃墜事件以来のことであった²⁸。

しかし、確かなことはスウェーデン軍が爆雷の投下や対潜迫撃砲を投射するなど武力行使をしてまで国籍不明の潜水艦に対処したことであり、このような事件が上述の通り、それまでのスウェーデンの安全保障概念の拡大の中断を招いたということである。そこで、本稿では軍事的脅威の再確認を惹起した本事件に着目して、なぜスウェーデンが政権の保革を問わず武力行使に踏み切って内外の注目を集めるまでの強硬な手段を講じることができたのかを検討する。そこで、この問いの答えに迫るにあたって、本稿ではスウェーデン政府が武力をどのような基準に則って行使していたのかという視点から論じる。

3. 史料

スウェーデンでは一連の潜水艦事件についての「政府公式調査書」(Statens offentliga utredningar; SOU) が1983年、1995年、2001年と3冊が公開されているが²⁹、一連の潜水艦事件に関する文書などの史料はいまだ「機密指定」となっているものも多い。潜水艦事件の真相はおろか、その全容についても未だ明らかではないが、もとより事件の真相に迫ることは本稿の分析の射程外である。本稿ではこれまでの政府公式調査書を紐解きながら、2012年から刊行が始まっているボー・フォルケ・ヨーンソン・トイテンバリ (Bo Folke Johnson Theutenberg) の日記から読み解いていくこととする。ただし、SOUがあるとはいえ史料上の制約があるため現在刊行中の同日記の記述にみられる主観的解釈は双方向的な検討を経た相対化が十分に図られているわけではなく、これは潜水艦事件に関する文書が公開されてからの将来の課題であることはあらかじめ断っておかねばならない。

3.1. トイテンバリの略歴

ここでまずトイテンバリの略歴を確認しておこう³⁰。トイテンバリは、1942年に

²⁸ ここで撃墜されたDC-3機は、アメリカ軍と共同で通信傍受などの任務を帯びてソ連への偵察飛行を行っていたことが近年の研究で明らかになりつつある。ソ連は同機がソ連領空を侵犯したと主張したが、冷戦初期におけるスウェーデンの西側との軍事協力とこの「カタリーナ事件」(Catalina-affären)については別の機会に論じたい。

²⁹ SOU 1983:13 *Att möta Ubåtshotet. Ubåtskränkningarna och svensk säkerhetspolitik*; SOU 1995:135 *Ubåtsfrågan 1981-1994*; SOU 2001:85 *Perspektiv på ubåtsfrågan: hanteringen av ubåtsfrågan politiskt och militärt*.

³⁰ Bo J Theutenberg, *Dagbok från UD. Volym 1. Högdramatik i UD. Ubåtar, protestnoter och annat (1981-1983)*, Skara: Stockholm Institute of International Law Arbitration and Conciliation, 2012, s.5; Bo Theutenberg, *Curriculum Vitae* (<http://www.theutenberg.se/cv.htm>), 2014年8月25日閲覧。

トイテンバリ (Trollhättan) に生まれたスウェーデンの外交官である。トイテンバリは 1962 年に空軍に入隊して 1965 年に予備役少尉となり、翌年 1966 年 5 月に外務省に入省して外交官補となり、同年 9 月 15 日にはウップサーラ大学で法学士を取得している。1972 年にはストックホルム大学で法学博士を取得して同大学の国際法の講師となり、1984 年には同大学の教授となった。外交官としてはバグダッドのスウェーデン大使館やニューヨークのスウェーデン領事館と国連代表部、モスクワのスウェーデン大使館での勤務などを経てハンス・ブリックス (Hans Blix) の後任として 1976 年に外務省の国際法専門官 (UD:s Folkrättssak-kunnige) に就任し、1982 年には大使に昇格した。1986 年には予備役少佐の階級でスウェーデン軍最高司令官 (Överbefälhavare) の国際法顧問を務めたが、社会民主党政権の対ソ連政策での見解の相違から 1987 年に外務省を依願退職している。退職後も大使として北極や南極などの「極域問題」(Polarfrågor) に携わり、1988 年にはスウェーデンが 1984 年に締結していた「南極条約」(The Antarctic Treaty) に協議国として参加するのに尽力した。退職後は中東地域への学術的関心から当該分野での発信を続け、2002 年には国際法の教授としてヨルダン大学に着任している。トイテンバリは本稿で扱う潜水艦問題にも国際法の専門家として深く関わっており、日記においても 1981 年の「ウイスキー・オン・ザ・ロックス事件」と「ホシュフィヤードン湾事件」においても決定的な影響力を有したと自負している³¹。「ウイスキー・オン・ザ・ロックス事件」ではソ連との交渉に際してスウェーデン側の抗議文を作成するなど中心的な役割を果たしており、さらに「ホシュフィヤードン湾事件」においても国際法の専門家として採るべき対処を、発足したばかりの第二次パルメ政権に法的観点からブリーフィングし³²、またメディアを通して法的問題を広く国民に周知することにも注力した。

4. 「中立」と武力行使基準

4.1. 「中立」と西側軍事協力 — 潜水艦の国籍問題から —

論考を進める前に、まず国籍不明の潜水艦の国籍をめぐる議論をみておこう。

前述の通り機密指定されている史料が多いことから、一連の国籍不明の潜水艦事件については多くの議論が存在している。その代表例の一つは、「ホシュフィヤードン湾事件」

³¹ Theutenberg (2012), *op. cit.*, s.5.

³² トイテンバリは 1981 年 12 月 1 日に、「ウイスキー・オン・ザ・ロックス事件」を受けて、日本領海でも同様の問題を抱えているとの理由で訪ねてきた日本大使館員にもブリーフィングを行っている。Cf. Theutenberg (2012), *op. cit.*, s.58. 一方、グスタフソンが日本を公式訪問したとき、海上自衛隊幹部の三等海佐から日本も同様の事例を抱えていて、問題はそれがソ連によるものか北朝鮮によるものか特定できないことであるという話を聞いたと記している。Cf. Gustafsson (2010), *op. cit.*, s.30.

デン湾事件」でスウェーデンの領海を侵犯した潜水艦はソ連軍の潜水艦ではなく、NATO のものだったのではないかという議論である。これは領海侵犯に限らず領空侵犯についても指摘でき、1985年にはNATO軍機による23件とワルシャワ条約機構軍機による3件があったとされている³³。1980年代にスウェーデンの領海に出没した潜水艦には西側のものもあったのではないかとの見解は、1980年代からすでに存在していたが、学術的には「オスロ平和研究所」(The International Peace Research Institute Oslo; PRIO) のオーラ・テュナンデル (Ola Tunander) 上席研究員のラウトレッジ (Routledge) から出版された研究書などで世に問われ³⁴、同分野に関するテュナンデルの著書は「ノーシュテツ」(Norstedts) よりスウェーデン語版も出版されている³⁵。この西側の潜水艦をめぐる議論では、2000年に「スウェーデン国営放送」がキャスパー・ワインバーガー (Caspar Weinberger) 元米国防長官 (在任期間; 1981-1987年) に行ったインタビューで³⁶、NATOにはスウェーデンの防衛体制を確認する目的があったと証言しており、この任務には政府間レベルでの「協議」と「了解」³⁷があったことも示唆している³⁸。またキース・スピード (Keith Speed) 元英海軍相 (在任期間; 1979-1981年) もスウェーデン国営放送の取材に対して、スウェーデンの対潜水艦防衛がいかなるもので、いかに迅速に潜水艦に対処できるか米英を中心に NATO は関心を持っていたと証言している³⁹。両者の証言は2001年のSOU (本稿では調査人のロルフ・エケーウス (Rolf Ekéus)

³³ Theutenberg (1986), *op. cit.*, s.382.

³⁴ Ola Tunander, *The Secret War Against Sweden. US and British Submarine Deception in the 1980s*, London & New York: Routledge, 2004.

³⁵ Ola Tunander, *Hårsfjärden. Det hemliga ubåtskriget mot Sverige*, Stockholm: Norstedts, 2001.

³⁶ Sveriges Television, *Striptease*, 2000年3月7日放送。「ストリップティーズ」(Striptease) は「スウェーデン国営放送」(Sveriges Television) の報道ドキュメンタリー番組である。

³⁷ ワインバーガーは「合意」(agreement)ではなく、「協議」(consultation)と「了解」(understanding)があったと証言している。「政府間レベルの協議」の意味するところは政府の一部であるアメリカ海軍とスウェーデン海軍の将校同士の協議を指しているが、ワインバーガー自身はスウェーデンの国防相と協議を持ったことはないと言明している。Tunander (2004), *op. cit.*, pp.326ff.

³⁸ ワインバーガー証言の全文はTunander (2004), *op. cit.*, pp.324-329とGustafsson (2010), *op. cit.*, ss.229-236を参照。この発言を受けて、スウェーデン軍部は早急に調査するとともにスウェーデン政府はアメリカ政府に事実関係の照会を求めると発表した。本件についてワインバーガーに電話をかけたビルトは、ワインバーガーが発言を完全に否定しており、報道側に発言の真意が誤解されていると述べている。Cf. Hans Österman, “Weinberger: Jag har blivit feltolkad om ubåtarna”, *Aftonbladet*, torsdagen den 9 mars 2000. アメリカ国防総省も発言内容を直ちに否定した。Tunander (2001), *op. cit.*, p.280.しかし一方で、放送から5年後にこの世を去ったワインバーガー本人は、自身の発言を否定したことはなかったと伝えられる。

³⁹ Sveriges Television, *Striptease*, 2000年4月11日放送。スピード証言の全文はGustafsson (2010), *op. cit.*, ss.237-248を参照。他方、米英だけでなく、英独と個別的密約があったのではないかという指摘もなされている。Cf. Tunander (2004), *op. cit.*, pp.245f.

大使の名前からとられた通称「エケーウス調査書」(Ekéusutredningen)を用いる)でも取り上げられており、とりわけ「ウスキー・オン・ザ・ロックス事件」の後は改善しなければならない箇所がないか全ての防衛体制をときおり確認していたとするワインバーガーの証言と、密約のもとで抜き打ちでの実戦演習のような形で防衛体制を確認する方法は効果的な方法であったとのスピードの証言を引用している⁴⁰。本稿で扱う「ホシュフィヤードン湾事件」の直前の1982年9月24日から同27日までの間、アメリカ海軍の軍艦3隻が王宮や国会議事堂、政府庁舎も近いストックホルム旧市街のガムラスタン (Gamla Stan) 付近に寄港しており⁴¹、同艦隊周辺で潜望鏡の目撃情報が相次いだことも、潜水艦事件の疑惑を深めている。

しかし、この見解は大きな議論を呼び、たとえば元スウェーデン軍最高司令官であったベンクト・グスタフソン (Bengt Gustafsson) は、テュナンデルらの主張を「陰謀論」(konspirationsteori) のように扱っており、テュナンデルも関与したエケーウス調査書もその傾向があると批判している⁴²。テュナンデルの議論は主に軍事史研究や現場を指揮した退役高級将校から批判を受けたが、テュナンデルはスウェーデン歴史学会の雑誌“Historisk tidskrift”上でグスタフソンとの論争を行っており⁴³、潜水艦の国籍についての議論は分かれている⁴⁴。

⁴⁰ SOU 2001:85, ss.303ff.

⁴¹ 寄港した軍艦は、ミサイル巡洋艦ベルナップ (USS Belknap), フリーゲート艦エルマー・モンゴメリー (USS Elmer Montgomery), 給油艦モノガヘラ (USS Monongahela) の3艦で、9月22日から10月3日に北海とバルト海で行われたNATOの軍事演習の最中に寄港した。そのうち10月15日までNATOの別の軍事演習も行われている。SOU 2001:85, s.108。潜水艦の存在に関してスウェーデン側は承知していなかったため、潜望鏡の目撃情報については、護衛のために潜水艦が極秘にこの小艦隊の編成に加えられていたか、もしくは同艦隊の偵察にソ連の潜水艦が侵入したか、または単に何かの見間違いであったかの3つの見解が存在する。

⁴² Eriksson *op. cit.*, s.16。ほかにもエケーウス調査書の書記官であったマティース・モスバリ (Mathias Mossberg) も批判の対象に挙げられている。Mathias Mossberg, *I mörka vatten. Hur svenska folket fördes bakom ljuset i ubåtsfrågan*, Stockholm: Leopard förlag, 2009。ただし、エケーウスは、調査に参加し史料を提供してくれた好意には敬意を払いつつも、テュナンデルの学説を支持するものではないと断っている。SOU 2001:85, s.32。

⁴³ Ola Tunander, *Spelet under ytan: teknisk bevisning i nationalitetsfrågan för ubåtsoperationen mot Sverige 1982, Forskningsprogrammet Sverige under kalla kriget arbetsrapport nr. 16*, Göteborg: Göteborgs universitet, 2007への批判としてBengt Gustafsson, “Kommentarer efter genomläsning av Ola Tunanders *Spelet under ytan*”, *Historisk tidskrift*, 128:3, 2008, ss.479-502が掲載され、その反論としてOla Tunander, “Ett generalangrepp på den kritiska historieforskningen. En kommentar till Bengt Gustafsson”, *Historisk tidskrift* (Svenska historiska föreningen), 129:1, 2009, ss.48-62が掲載された。同巻にはテュナンデルの引用した証言への批判文も掲載された。Bengt Gustafsson, “Ordsvallet hjälper inte Tunander. Svar på Ola Tunanders kommentar”, *Historisk tidskrift* (Svenska historiska föreningen), 129:1, 2009, ss.64ff。次号と次々号でもOla Tunander, “Det så kallade elefantmötet: replik till Bengt Gustafsson”, *Historisk tidskrift* (Svenska historiska föreningen), 2009:2, ss.251-255とBengt Gustafsson, “Vetenskapen kan inte använda Tunander som källa”, *Historisk tidskrift* (Svenska historiska föreningen), 2009:3, s.539がそれぞれ掲載され、現在でも決着をみていない。

⁴⁴ SOU 2001:85, ss.25-34。エケーウス調査書でも潜水艦問題に関しての議論が二分していることを確認した上でまとめられている。

トイテンバリも当事者であった実務経験から、「ホシュフィヤードン湾事件」が NATO 側の潜水艦であったとする見解を否定する立場をとっている。ソ連への激しい嫌悪感を交えながら日記の回顧の中で、領海侵犯したのはソ連の潜水艦ではなかったとする主張は、ソ連を擁護し西側に責任を負わせようとする恐ろしいすり替えであると強く批判している⁴⁵。

トイテンバリが「ホシュフィヤードン湾事件」の国籍不明の潜水艦をワルシャワ条約機構軍の潜水艦であると最初に確信するのは、国防軍参謀本部 (Försvarsstaben)⁴⁶ を訪れた 1982 年 10 月 7 日のことであったが、その材料の一つとなったのが録音された潜水艦の音紋であった。しかしスウェーデン政府が国籍不明の潜水艦がソ連のものと断定する根拠になったのは、5 日後の 1982 年 10 月 12 日に録音された 3 分 47 秒にわたるスクリュウ音であるため、7 日の段階で参謀本部とトイテンバリがソ連の潜水艦と確信したのはやや速断に過ぎたともいえる。トイテンバリがこの「3 分 47 秒録音」(den 3 minuter och 47 sekunder långa bandupptagning) のものと思われるスクリュウ音を聴いたと推測されるのは 1982 年 10 月 14 日である。14 日にトイテンバリは、参謀本部でレンナット・ユング (Lennart Ljung) 軍最高司令官とブロール・ステーフェンソン (Bror Stefenson) 参謀総長と顔を合わせ、諜報班と分析班とともに同録音テープを聴いてワルシャワ条約機構軍、すなわちソ連の潜水艦であると断定するに至っている⁴⁷。この録音テープをソ連の潜水艦による領海侵犯の最有力の証拠として、パルメ政権は駐瑞ソ連大使のボリス・パンキン (Boris Pankin) を通してソ連に厳重に抗議し、さらには 1993 年にビルト首相がロシアを公式訪問してボリス・エリツィン (Boris Yeltsin) 大統領と会談した際にも証拠としてロシア側に示している。スウェーデンの主張を受けてロシアは、中立的な立場の第三国にスクリュウ音の鑑定を依頼することを提案したが、それだけ確たる証拠でありながらスウェーデン側はそれを拒絶しており、なおかつスウェーデン国民にもこの録音テープの公開を長らく拒否してきた。しかし 2008 年にスウェーデンの「全防衛研究所」(Totalförsvarets forskningsinstitut; FOI) がこの録音テープを最新技術で解析した結果、スクリュウ音はソ連の潜水艦のものではなく、当時付近を航行していた民間の海事学校の帆船型訓練船アマーリア (Amalia) 号のものであったとの結論に達している⁴⁸。3 分 47 秒の録音テープの公開を拒否し、テープに関して沈黙を保つ

⁴⁵ Theutenberg (2012), *op. cit.*, s.98f.

⁴⁶ 軍最高司令官の下に組織された平時における参謀本部で、1994 年に「総司令部」(Högkvarteret) へと再編された。

⁴⁷ *Ibid.*, s.103.

⁴⁸ Erland Sangfelt & Gunnar Sundin, *Resultat av analysuppdrag HKV 23 321:61522. MTRL ref 252:3301, FOI, 2008.*

てきたビルトはこの分析結果を受けて、結果はそれでも決定的なものとはいえ⁴⁹、実態は複雑で入り組んでおり他の証拠などからも全体的な認識に変更はない⁵⁰、と述べて現在においてもその見解を崩していない。一方、この解析結果を受けて、当時スウェーデン政府の抗議を受けた元ソ連大使のパンキンはビルトを筆頭にスウェーデン政府はロシアに対して謝罪すべきであるとコメントしている⁵¹。

潜水艦の国籍についてはいまだ諸説あるが、全防衛研究所の分析によって「ホシュフィヤードン湾事件」の最有力の証拠が崩れたことで、国籍不明の潜水艦の国籍をめぐる議論は見直されることとなろう。

4.2. 社会民主党政権と政軍関係

トイテンバリについて一点確認しておかなければならないのは、彼の政治的立ち位置である。上述の略歴で言及したように、トイテンバリはソ連に対してより強硬な姿勢をとるべきであるとの考えを社会民主党政権と共有できなかったことを退職理由に挙げている。また日記からも読み取れるように、彼は外務省内の左派層へも嫌悪感を有していた⁵²。さらに社会民主党政権に内在している「ウンデン的なのソ連観」(Undénska sovjetänkandet)にも警戒心を抱いており、その政治的な立ち位置は社会民主党とは隔たりがある⁵³。これはトイテンバリに限ったことではなく、政府内に存在する社会民主党に対する不信感は、スウェーデン政治における政・官・軍の関係を見る上で見落としてはならない重要な点である。

現代スウェーデン政治において政府と軍部との関係は伝統的に薄く、冷戦期を通して軍部のインテリジェンスは、政軍間に横たわる相互の不信感からスウェーデンの安全保障政策に反映されてこなかったことが近年明らかとなってきた⁵⁴。たとえば 1945 年から 46 年にかけて強行された「バルト人送還事件」

⁴⁹ Alexandra Hernadi, “Carl Bildt fortfarande inte övertygad om att ubåt var skolbåt”, *Svenska Dagbladet*, tisdagen den 20 maj 2008.

⁵⁰ “Bildt om ubåtsljud: Komplicerad bild”, *Dagens Nyheter*, tisdagen den 20 maj 2008.

⁵¹ Joel Holm, ““Sverige borde be om ursäkt””, *Expressen*, måndagen den 19 maj 2008. トイテンバリは 1982 年 11 月 5 日にソ連大使館でパンキン大使とエヴゲニー・リムコ (Evgeny Rymko) 参事官と会談しているが、「ホシュフィヤードン湾事件」と「潜水艦防衛委員会」(Ubåtsskyddskommissionen) が行っている作業の内容に関する話題になると両者はそわそわした態度となり、潜水艦防衛委員会がどのような結論を導き出すのかを気にしている様子だったと書き残している。Cf. Theutenberg (2012), *op. cit.*, s.108.

⁵² *Ibid.*, s. 106.

⁵³ *Ibid.*, s.98. トイテンバリは、政権交代を挟んで保革両政権で国籍不明の潜水艦事件への対応に関与したため両政権の対応を比較することができるとし、社会民主党新政権の対応への不満を表明している。

⁵⁴ Magnus Petersson, “The Scandinavian Triangle: Danish-Norwegian-Swedish Military Intelligence Cooperation and Swedish Security Policy During the First Part of the Cold War”, *The Journal of Strategic Studies*, vol. 29, No.4, August 2006, pp.607-632.

(Baltutlämningen)などはスウェーデン軍部からはソ連と対峙できない弱腰外交に映っており、ソ連への姿勢をめぐってスウェーデン政府と軍部との間で軋轢を生んでおり、スウェーデン政府とスウェーデン軍部との不協和音となっていた⁵⁵。このウステン・ウンデー(Östen Undén)外相(在任期間; 1945-1962年)と軍部との確執は、1955年に頻発した国籍不明の潜水艦事件にもみることができる。国籍不明の潜水艦による領海侵犯は冷戦期を通して見られるが、1955年夏には少なくとも16件の国籍不明の潜水艦による領海侵犯が発生していたとされ、その数は1950年代を通して最も多く、他の年の2倍にのぼるとされる⁵⁶。スウェーデン海軍はこの事件を受けて海上防衛を強化したが、スウェーデン海軍大将(当時中將)のスティグ・ハーンソン・エーリックソン(Stig H:son Ericson)の日記によれば、ウンデー外相は軍部がこの領海侵犯事件を対ソ連関係に利用しているのではないかと疑っていたとあり⁵⁷、このことからウンデー外相時代の政軍関係の陰悪さを読み取ることができる。本稿の冒頭でも言及したスウェーデンと西側諸国との軍事協力関係の観点からは、冷戦初期の段階でウンデー外相やアラン・フォクト(Allan Vougt)国防相(在任期間; 1945-1951年)らなど社会民主党政権のソ連観や外交・安全保障観などへの不信感から、1940年代後半から軍部が独断で秘密裏に米・英軍との協力を構築し、のちにそれがターゲ・エランデル(Tage Erlander)首相(在任期間; 1946-1969年)など政権のごく一部の閣僚に発覚して追認せざるをえない形で出来上がっていったものであることを指摘しておかなければならない⁵⁸。それを踏まえれば、領海侵犯していた潜水艦の中にNATOのものが含まれており、なおかつそれに関してワインバーガー元国防長官やスピード元英海軍相が指摘するように、スウェーデンと西側の海軍間で密約が存在していたとする見解も「果たしてスウェーデンはどこまで中立であったのか」という問題意識から西側軍事協力の文脈で今後も検討されていかなければならない問題の一つであるといえよう。

また、社会民主党政権と軍部との政軍間の不協和音は、西側との軍事協力関係

⁵⁵ Lennart Andersson & Leif Hellström, *Bortom horisonten. Svensk flygspaning mot Sovjetunionen 1946-1952*, Stockholm: Freddy Stenboms förlag, 2002, s.26.

⁵⁶ Ulf Söderberg, “Ubåtskränkningar 1955” i Bo Lundström & Maria Gussarson (red.), *Det förgångnas närvaro. Fjorton historiska essäer*, Stockholm: Krigsarkivet 2008, ss.88-100. 1955年の一連の領海侵犯事件は6月17日から10月22日まで報告されており、特に7月中旬から8月中旬に集中しているが、この発生時期と位置関係のパターンは1980年代の一連の領海侵犯事件と重なる。Cf. Eriksson, *op cit.*, s.26.

⁵⁷ Gustafsson (2010), *op cit.*, s.27.

⁵⁸ 清水謙「冷戦初期のスウェーデンの『中立』の再検討 — イギリスとの軍事協力を中心に」、『国際政治学会 2012年度研究大会分科会「欧州国際政治史・欧州研究 I」』研究発表, 2012年10月19日。

にとどまらず、1986年2月28日に発生した「パルメ暗殺」(Palmemordet)とも無関係ではない可能性も存在する。たとえば、ターゲ・ヤールハド・ペッテション(Thage Gerhard Peterson)元国防相(在任期間;1994-1997年)は、海軍の指導層が自国の首相を信用せず、1986年4月に計画されていたパルメ首相のモスクワ訪問を軍部が危惧していたと1996年10月9日にスウェーデン国営放送の取材に対して語っている。さらに1999年3月31日には社会民主党のステーン・アンデション(Sten Andersson)元外相(在任期間;1985-1991年)も、軍部の上層部には「パルメ憎悪」(Palmehatet)が存在しており、安全保障警察内にもパルメを安全保障上の脅威と考えていてグループがあり、パルメに対して諜報を行っていたとスウェーデン国営放送の取材で証言している⁵⁹。

パルメは、第一次パルメ政権時代(在任期間;1969-1976年)の1972年12月23日にアメリカによるハノイ爆撃をホロコーストに擬えて批判したことで1972年から1974年まで駐瑞アメリカ大使が召還され、さらにイングヴェ・ムッレル(Yngve Möller)新駐米大使が接受拒否されるほど対米関係が冷却化した「霜の時代」(Frostens år)を引き起こした⁶⁰。その一方で、ソ連については政治的シグナルが曖昧と若き日のビルトに批判され、より踏み込んだ論者からは「宥和政策」(eftergiftspolitik)であると批判されるほど、米ソの狭間にありながらも対米外交と対ソ外交はアンバランスであったと評価される⁶¹。パルメ暗殺に関しては1994年9月29日に政府の指令によって「パルメ委員会」(Palmekommissionen)が設立され、1999年6月29日に政府公式調査書がまとめられた。同報告書ではそれまで捜査線上に浮かび上がってきた様々な可能性を議論している中で、第4章において警察や警察組織内にあった極右思想も検討の対象となっていることは注視すべき事柄であろう⁶²。しかし一方で、エランデル政権時代から秘密裏に運用されていた西側との軍事協力関係はパルメ政権でも引き継がれていたことから、現在スウェーデンでも大きな学術的関心となっている西側軍事協力やパルメ首相の評価などについても、今後とも慎重に検討されていかなければならない問題であろう。

⁵⁹ Tunander (2001), *op. cit.*, s.372. 同書では番組名と放送日が挙げられていないが、それぞれ国営放送第一チャンネルの「ストリップティーズ」での“Om kommissionen”の放送回と、国営放送第二チャンネルのドキュメンタリーシリーズ「内部文書」(Dokument inifrån)の「男、殺人、謎」(“Mannen, Mordet, Mysteriet”)の放送回である。

⁶⁰ 「霜の時代」に関しては、Leif Leifland, *Frostens år: Om USA:s diplomatiska utfrysning av Sverige*, Stockholm: Nerenius & Santérus, 1997を参照。このパルメのラジオ演説は「クリスマス演説」と呼ばれ、現在でもパルメの代表的な演説として有名である。なお、レイフ・レイフランド(Leif Leifland)も1951年に外務省に入省した外交官で、トイテンバリとも親交があった。

⁶¹ Kim Gabrielson, *Krig och fred*, Uppsala: Kunskapsföretaget, 2003, s.182.

⁶² SOU 1999:88, *Brottsutredningen efter mordet på statsminister Olof Palme*.

5. 武力行使基準の策定と運用

5.1. IKFN 政令と潜水艦への対処

前章ではエケウス調査書とトイテンバリの日記から、潜水艦の国籍をめぐる昨今の議論とスウェーデンの政軍関係の乖離を検討したが、本章ではそのような問題がありながらもスウェーデンは国籍不明の潜水艦へ強硬な対応を採ることができたのかをスウェーデンの武力行使基準に焦点をあてて検証していく。

スウェーデンは冷戦期を通して「あらゆる方向に針毛を向けたハリネズミ」(igelkott med taggarna åt alla håll) と称される「重武装中立」を掲げてきたが、自衛権の発動については憲法にあたる4つの基本法 (Grundlag) のうちの1つである政体法 (Regeringsformen) に定められている。

スウェーデンの自衛権は2010年の政体法改正までは第10章「対外関係」第9条に規定されていた。その条文では「政府は国家領域の侵害を阻止するために平時においても他国との交戦時においても国際条約と国際慣習に則って武力を行使する権限を国防軍に付与する」⁶³と定められていた。スウェーデン政府の公式見解では、この条文は個別的自衛権と集団的自衛権を定めた国連憲章第51条に則ったものであり、侵略行為 (aggression) には当たらないと説明されている⁶⁴。そして、この政体法の規定を具現化した武力行使基準が「中立国スウェーデンにおいて平時と他国との交戦時における国家主権保全に際しての国防軍のための指令」(Instruktion för krigsmakten vid hävdandet av rikets oberoende under allmänt fredstillstånd samt under krig mellan främmande makter varunder Sverige är neutralt; IKFN) と呼ばれる政令 (förordning) である⁶⁵。政体法第10章第9条とIKFN政令は、中立であるからこそ自国を防衛するために軍事力が必要であるとの認識から、「重武装中立」を掲げるスウェーデンが中立を守るために必要な自衛権の発動を規定するものである。IKFN政令の原型は1951年1月23日に策定され、その後スウェーデンの安全保障を取り巻く状況に合わせて幾度となく改定を重ねて、本稿で扱う1982年のIKFN政令 (SFS 1982:756) に整えられた⁶⁶。1962年の最初

⁶³ Regeringsformen (SFS: 1974:152)。2010年の政体法改正で文言は変更されたが、同様の条文が第15章「戦争と戦争の危機」中の「国家の防衛」第13条に定められ現在に至る。SFS:2010:1408。

⁶⁴ SOU 1983: 13, s.65。このことはすなわち、軍事的非同盟を掲げる中立国スウェーデンも集団的自衛権を行使する権利を放棄していないことを意味しており、西側軍事協力の文脈でも再検討されなければならない問題であるといえよう。

⁶⁵ IKFN政令の詳細については、『国際法と安全保障政策』と題するトイテンバリが著した国際法の研究書を参照。Bo Theutenberg, *Folkkrätt och säkerhetspolitik*, Stockholm: Norstedts, 1986。

⁶⁶ この政令はさらなる改定を経て現在に至る。最新の改定は2014年である。

の改定の目的の一つには国籍不明の潜水艦への対処が挙げられ⁶⁷、軍最高司令官の独立性が盛り込まれた上で、内水と領海の領水内で事前警告なしに武力行使が認められるに至った⁶⁸。この方針は1967年の改定で1967年1月24日の「一般命令1967年48号」(Generalorder 48 /1967)に引き継がれたが⁶⁹、この規定では武力行使の目的は侵犯をする潜水艦を領海外に退去させることにあった⁷⁰。

しかし1982年に制定されたIKFN政令は、度重なる国籍不明の潜水艦の侵犯事件を受けてさらに詳細かつ強硬な指令に改定され、翌1983年7月1日から施行されることになっていた。特にその中でも重要なのが第15条である。第15条では、

「スウェーデンの内水を潜航する外国の潜水艦は強制浮上させる。

その後、当該艦を停船させ、所属を明らかにさせた上、さらなる措置のため投錨地まで引致する。必要であれば武力行使を認める。

スウェーデンの領海を潜航する外国の潜水艦は、領海外へ退去させる。必要であれば武力行使を認める。

特段の事情により必要に迫られれば、最高司令官の決定にしたがってスウェーデン領内を潜航する外国の潜水艦へ事前警告なしに武力行使を認める」

と規定された。この「特段の事情により必要に迫られれば」(Om särskilda förhållanden kräver det)という文言は、IKFN政令の第7条で定められた例外事項を指し、その第7条では

「この政令の他の条文に定めがない限り、武力行使には事前警告を行うものとする」

と規定されている。この改定による新条文のスウェーデン政府の解釈は本章3節で論じるが、これによってスウェーデン軍はスウェーデン領を侵犯した国籍不明の潜水艦を退去させるだけでなく、強制浮上のためにも武力行使が認められることとなった。1982年のIKFN政令は、翌年1983年7月1日から施行されることになっていたが、「ホシュフィヤードン湾事件」の発生直前に実施された「ノートヴァルプ（曳網）作戦」(Operation Notvarp)と呼ばれる対潜水艦演習で、すでに試験運用されていたとされる⁷¹。この演習は1982年秋にストックホルム群諸島海

⁶⁷ この改定にあたって、1961年の段階で外務省は改定を基本的に了承していたが、スウェーデン王国政府(Kunglig Majestät; Kungl. Maj:t)はいまだ承認していなかったことが確認できる。Cf. Hans Gösta Petreljus, “Beredskap mot gränskränkningar”, *Tidskrift i Sjöväsendet* (Kungl. Örlogsmanna Sällskapet), s.739.

⁶⁸ SOU 2001:85, s.262.

⁶⁹ SOU 1983:13, s.5.

⁷⁰ SOU 1983:13, s.66.

⁷¹ SOU 2001:85, ss.106-111.

域で国籍不明の潜水艦による侵犯事件が発生するのではないかとの予測から、スウェーデン海軍分析班長のエーミル・スヴェンソン (Emil Svensson) 中佐の発案によって同年 9 月末から 10 月上旬にかけて実施された。この作戦の内容は、アメリカ艦隊がストックホルムに寄港するのを逆用してソ連の潜水艦を誘き寄せて罾を仕掛けるというものであったと伝えられるが⁷²、この「ノートヴァルプ作戦」に関しては軍部側の史料がほとんど残されておらず⁷³、その全容はいまだ明らかではない。4 章 1 節で言及したアメリカ海軍の 3 艦の寄港に関連して、エケウス調査書では、同艦隊のミサイル巡洋艦ベルナップが「ノートヴァルプ作戦」においてソ連の潜水艦を誘き寄せるデコイ (Lockbete) だった可能性を排除できないとしている⁷⁴。

5.2. 「国連海洋法条約」と潜水艦問題

この IKFN 政令によって、国籍不明の潜水艦への対処は体系化されていったが、IKFN 政令の適用にあたって、もうひとつ別の視点から検討されなければならない問題が存在する。それはスウェーデンの主張する領海の幅員についてである。

「ホシュフィヤーデン湾事件」が発生した時期は、1973 年から 11 会期にわたる「第三次国連海洋法会議」で「国際海洋法条約」(United Nations Convention on the Law of the Sea; UNCLOS) が採択される直前でもあった。国際海洋法条約は領海の幅員を 12 カイリ以内と定めたが、領海の幅員をめぐるはアメリカやソ連などは 12 カイリを主張する一方で、スウェーデンは 4 カイリを主張しており、この領海の幅員をめぐる主張の相違も潜水艦事件に影響した可能性が指摘される。1967 年の IKFN が改定されたのは 1982 年であったが、国連海洋法条約の採択を見込んでスウェーデン政府は、それ以前の 1979 年 7 月 1 日に領海の幅員をかつての 4 カイリから 12 カイリへ拡大している⁷⁵。この変更によって、国籍不明の潜水艦はスウェーデン軍に発見されて 4 カイリ外の海域に退去したことで「公海上」を航行していると認識していたと考えられる。一方でスウェーデン側は、当該潜水艦が 12 カイリ内の領海を侵犯していると判断しており、この認識の相違によって、旧幅員と新幅員との間の海域で長期にわたって領海侵犯事件が頻発したと見ることもでき

⁷² Tunander (2001), *op. cit.*, ss.25-37; Tunander (2004), *op. cit.*, pp.16-27.

⁷³ エケウス調査書でもスヴェンソンの証言とムスクウー (Muskö) 島にあった「東海岸海軍基地」(Ostkustens örlogsbas) の『東海岸海軍基地軍事日誌』(ÖrtB O krigsdagbok) から検証されているのみである。Cf. SOU 2001:85, s.106.

⁷⁴ SOU 2001:85, s.109.

⁷⁵ Proposition 1978/79:27 *Regeringens proposition om utvidgning av Sveriges sjöterritorium*.

るとエケーウス調査書は述べている⁷⁶。さらに、領海侵犯が巧妙になってきたことから、スウェーデンの意図や対潜水艦能力などを容易に察知されないように主権保全のための詳細な戦術と対処方法を秘することが求められた⁷⁷。公文書である IKFN は公開のものではあるが、1980 年代、90 年代にその機密保持の必要性が高まったことも認識の相違に繋がった可能性も指摘できよう。

これはソ連の潜水艦に限らず、西側の潜水艦にも生じた問題であった。スウェーデンは無害通航に際しては外交ルートを通した事前の通告を要求していたが、1982 年 6 月にイギリスのオベロン級潜水艦が事前通告なしにウーレスンド (Öresund) 海峡海域のスウェーデン領海内を浮上航行した事例を領海侵犯とみなし、スウェーデン政府がイギリス政府に抗議文を送る事態も発生している。米英両国はこのスウェーデン政府の事前通告要求を認めず、イギリス政府もスウェーデンの抗議を拒絶している。

しかしこの問題は領海の幅員の認識の違いだけではなく、国籍不明の潜水艦が帯びていた任務の目的自体が変更された可能性も分析の視野に入れなければならない。1981 年 11 月に発生した「ウイスキー・オン・ザ・ロックス事件」で座礁した潜水艦が帯びていた任務は、東西間で戦争となれば遠隔操作で作動する核地雷をスウェーデン領内に仕掛ける特殊任務部隊「スペツナズ」(Spetsnaz) を潜入させることであったとの見解をスウェーデン海軍の元准将で軍謀報部長であったニルス＝オーヴェ・ヤーンソン (Nils-Ove Jansson) はその近刊で指摘している⁷⁸。そして同書によればこの任務は、1981 年 1 月に就任したロナルド・レーガン

⁷⁶ SOU 2001:85, ss.262f. その例として、1980 年に発生したカールスクローナ湾口沖やユートウー (Utö) 島沖の国籍不明の潜水艦による領海侵犯事件が挙げられている。潜水艦防衛委員会は領海の幅員の差異も原因であるという見方を否定しており、時代と状況ごとにスウェーデン政府の公式見解は異なっている。Cf. SOU 1983:13, s.68. グスタフソンも、1980 年代以前の国籍不明の潜水艦は発見されれば領海外に退去したが、1980 年代以降の特徴はむしろ領海内に留まる傾向があったと述べており、IKFN の領海の幅員の変更と領海侵犯の関係はさらなる検討が求められよう。Cf. Gustafsson (2010) *op. cit.*, s.23.

⁷⁷ SOU 2001:85, s.260.

⁷⁸ Nils-Ove Jansson, *Omöjlig ubåt: stridsberättelser från ubåtsjakten och det säkerhetspolitiska läget under 1980-talet*, Förlag Nils-Ove Jansson, 2014. 同書によれば、これは 1981 年 5 月に KGB が発案し、レオニード・ブレジネフ (Leonid Brezhnev) 書記長兼最高会議幹部会議長 (在任期間; それぞれ 1966-82 年および 1977-1982 年) が裁可したとされるが、このほかにもスウェーデン要人へのテロ計画なども取り上げられている。こうした見解も今後十分に吟味されなければならないが、これが事実であるとするれば、ワインバーガーの証言も含めて、レーガン政権とスウェーデンとの外交関係を分析する新たな視点を提供するだろう。なお、類似する事例として 2014 年秋の国籍不明の潜水艦の侵犯事件においても、不審な「侵入者」の情報が寄せられ、「軍謀報部」(Militära underrättelse- och säkerhetstjänsten; MUST) と「安全保障警察」(Säkerhetspolisen; Säpo) が捜索を行っている。Ulrika By & Robert Holender, “Säpo och Must jagar vadande man”, *Dagens Nyheter*, söndagen den 19 oktober 2014.

(Ronald Reagan) 米大統領（在任期間；1981-1989年）の政策に対抗するためのものであったとされる。就任早々、レーガン大統領は大規模な軍事力増強と、核の「脆弱性の窓」(window of vulnerability) に対応するためにトライデント型原子力潜水艦やMXミサイルの配備を、そして在欧核戦力の近代化を政策に掲げていた。そこでソ連は、西側軍事協力を進めるスウェーデンの国土をNATOが利用することを妨害するための工作を図ったとする主張をヤーンソンは展開している。トールビューン・フェルディーン (Torbjörn Fälldin) 首相は、「ウイスキー・オン・ザ・ロックス事件」をうけて1981年11月5日に開いた記者会見で、同艦が核兵器を搭載している可能性が高いと述べ、さらに用途不明のウラン238が積載されている可能性はさらに高いと発表した⁷⁹。ルンド核物理学研究所の分析によれば、核兵器の種類は特定できないながらも放射線量からウラン238の積載量は10kgと推測された。ヤーンソン元准将が指摘した同潜水艦の目的は、このウラン238の用途との関係からも今後検討されていくことになるう。

本節の最後に、スウェーデンが国連海洋法条約の署名時に行った中立に関する「宣言」について述べておきたい。トイテンバリは、1982年12月10月にジャマイカのモンテゴ・ベイ (Montego Bay) で国連海洋法条約に署名するにあたって「中立留保」(neutralitetsförbehåll) を付さなければならぬと考えていた。ところが、条約の一体性の確保のため、同条約の第309条において留保を付すことも除外を設けることも認められていない。そこでスウェーデンは第310条を援用して、国連海洋法条約は1907年の「海戦ノ場合ニオケル中立国ノ義務ニ関スル条約 (海戦中立条約)」に定められた中立国の義務と権利に影響を及ぼさないと宣言した。しかしこの宣言は、「当該国に対するこの条約の適用において、この条約の法的効力を排除し又は変更することを意味しない」(第310条)うえ、さらにその言辞も明瞭ではない⁸⁰。トイテンバリは、外務省内での国際法的な見通しの甘さと外交交渉の不手際、そして国益を計る上での多々の過失により、国連海洋法会議はスウェーデンにとって外交的敗北であると考えていた。そして、この新しい海洋法は、バルト海でソ連との長期にわたる解決不能な対立を引き起こしてきたと署名に先立ってレンナット・ボードストゥルム (Lennart Bodström) 外相（在任期間；1982-1985年）に国連海洋法条約について説明した1982年11月30日の日記で述べている⁸¹。スウェーデンの国連海洋法条約の署名と「中立留保」の宣言は、海

⁷⁹ Sveriges Television, *Rapport*, 1981年11月5日放送。

⁸⁰ Hans-Joachim Unbehau, "Military Use and Security in the Baltic Region", in Renate Platzöder & Philomène Verlaan (eds.), *The Baltic Sea: New Developments in National Policies and International Cooperation*. The Hague, London, Boston: Martinus Nijhoff Publisher, 1996, pp.451ff.

⁸¹ Theutenberg (2012), *op. cit.*, s.113.

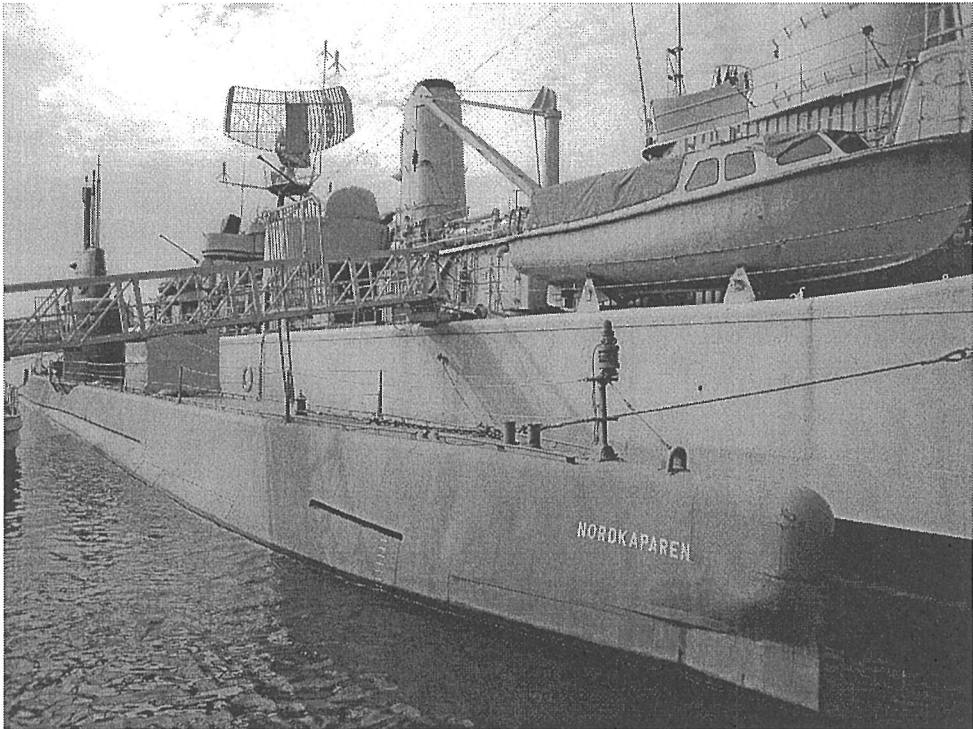
洋法と武力紛争法との抵触を検討する上での一事例となろう。また、「国連海洋法条約」への署名をめぐるスウェーデンの外交交渉において、一連の潜水艦問題や北欧非核化地帯構想などがどのような影響を与えたのかも今後検討していく必要があるだろう。

さらに国連海洋法条約では附属書VIによって新たに強制的解決手続が盛り込まれてハンブルグに「国際海洋法裁判所」(International Tribunal for the Law of the Sea; ITLOS) が設立されることとなったが、トイテンバリはこの新たな制度でもスウェーデンが外交的な敗北を喫しないよう積極的に関与していかなければならないと述べている⁸²。国連海洋法条約第 278 条に定められている「手段の選択」においては、その (b) 項において「国際司法裁判所」(International Court of Justice; ICJ) も管轄権を有することが定められているが、トイテンバリは 1982 年 11 月 8 日から 1982 年 11 月 10 日までハーグ国際法アカデミーと国連大学が主催するワークショップ「天然資源をめぐる紛争の解決」(The Resolution of Disputes on the Natural Resources) での講演のためハーグに赴くにあたって⁸³、(潜水艦事件や北欧非核化地帯構想問題など) このような状況が続くようであれば、ICJ のある平和宮 (Vredespaleis) で開かれるワークショップに参加していつなんどき必要になるかわからない ICJ の裁判官らとの人脈を維持しておくことが重要であると 1982 年 10 月 25 日の日記に書き記している⁸⁴。

⁸² Theutenberg (2012), *op. cit.*, s.113.

⁸³ トイテンバリの講演題目は「特に極地帯に関する海洋法の発展—共有資源はありえるか—」(*The Evolution of the Law of the Sea with special regard to the Polar Areas – A question of common resources or not?*) であった。1982 年 11 月 9 日の同講演後にニルス＝オーロヴ・ハッスレーブ (Nils-Olov Hasslev) 駐蘭大使に招待され、タスリム・エリアス (Taslim O. Elias) 裁判長、マンフレッド・ラックス (Manfred Lachs) 判事、スウェーデン人の配偶者を持つアメリカ人のステイーヴン・シュウェーベル (Stephen Schwebel) 判事、フリッツ・カルスホーフエン (Fritz Kalshoven) ライデン大学講師、そして当時オランダ大使館参事官であったエケーウス調査書の責任者ロルフ・エケーウスと昼食をともにしている。なお、この日の日記の人名表記にはスベルミスが散見される。

⁸⁴ *Ibid.*, s.106.



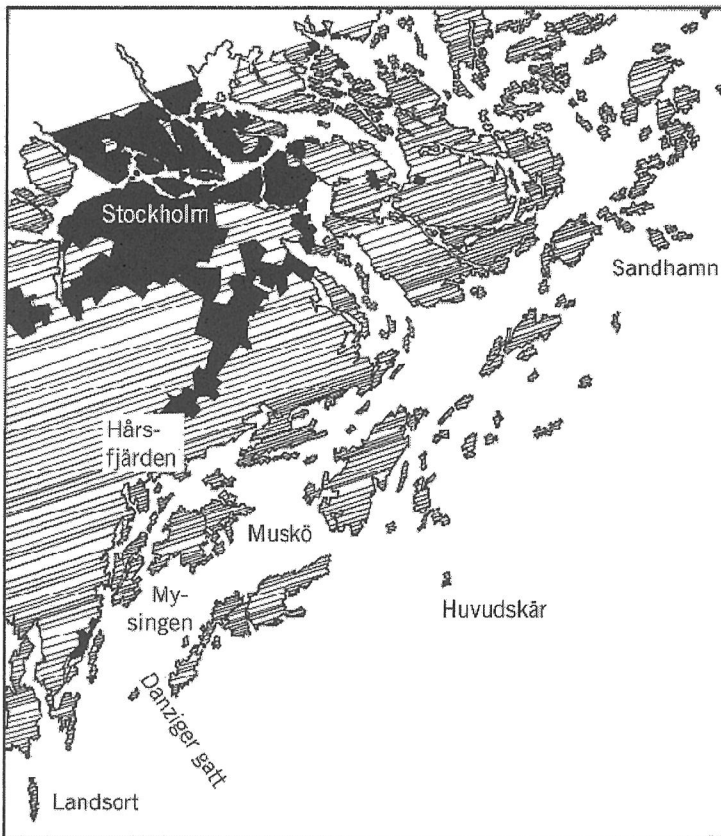
【写真1】 1962年に就役し1988年に退役したコックムス (Kockums) 社製のドラークンⅡ級 (Draken II-klass) 潜水艦「ノードカーパレン」(Nordkaparen; 略号 Nor). 1980年9月24日、ストックホルム近海で2機の海軍ヘリとともに国籍不明の潜水艦に対処する訓練を開始しようとしたまさにそのとき、同艦のわずか数十センチ下方を国籍不明の潜水艦が航行していったという。現在は1966年に艦対艦ミサイルを搭載した世界初の駆逐艦であったハッランド級 (Hallandklass) 駆逐艦「スモーランド」(Jagaren J19 Småland) とともにユレボリ海事博物館に並んで係留されている。(2008年9月筆者撮影)

5.3. 「ホシュフィヤードン湾事件」と IKFN の遡及適用

これまでみてきたように、スウェーデン政府は IKFN の機密性を高め、さらに領海侵犯する国籍不明の潜水艦への武力行使を強化した上で IKFN の運用をスウェーデン軍最高司令官に一任していたが、本節では IKFN の運用に関するスウェーデン政府の認識を検討していく。

まず「ホシュフィヤードン湾事件」の概略をみておこう。「ホシュフィヤードン湾事件」は、1982年10月1日午後12時50分にストックホルム群諸島の基線内の内水であるホシュフィヤードン湾で兵士2名が潜望鏡を視認したことに端を発する。すぐさま海軍が動員され、潜水艦の徴候を探知したことで最初の爆雷が投下された。スウェーデン軍はホシュフィヤードン湾海域を封鎖し、捜索にはヘリ

コプターや哨戒艇が投入された。翌2日にホシュフィヤーデン湾海域とネムドゥーフィヤーデン (Nämdöfjärden) 湾北部で計4発の爆雷が投下された。この日の夜に軍参謀本部は事件に関する最初の声明を発表している。4日には潜水艦の探知反応にドップラー効果が見られたことから当該潜水艦が潜航しているものと判断され、12発の爆雷が投下された。このとき50メートル四方の油帯が確認されている。同日の晩にはサンドハムン (Sandhamn) 海域でも潜水艦の確かな兆候が探知され、爆雷が2発投下された。5日にもホシュフィヤーデンで潜水艦の兆候が探知され、さらに計12発の爆雷が投下された。9日には遠隔管制機雷が敷かれ、12日には前述の3分47秒の潜水艦のスクリュウ音が録音されている。その後、11月1日に捜索が打ち切られるまで潜水艦の反応が探知されるたびに爆雷と機雷を用いた大規模捜索がスウェーデン軍によって行われた。「ホシュフィヤーデン湾事件」で投下された爆雷は44発、爆破された機雷は4発にのぼる。



Stockholms södra skärgård.

【図1】ホシュフィヤーデン湾周辺海域 <出典> SOU 2001:85, s.96.

スウェーデンではときあたかも9月19日の選挙を受けて、中央党 (Centerpartiet) と国民党自由との連立政権である第三次フェルディーン政権から社会民主党的の第二次パルメ単独政権へと政権が交代した時期であり、「ホシュフィヤーデン湾事件」も前政権から新政権へと引き継がれた。1982年10月1日には軍参謀本部でも進級発令があり、ベンクト・シューバック (Bengt Schuback) 中將の後任として沿海域艦隊司令官ステーフェンソン少將が中將に昇進して参謀総長に任ぜられた。

トイテンバリはこの国籍不明の潜水艦への対処のため1982年10月5日に参謀本部を訪れており、ユング軍最高司令官とステーフェンソン新参謀総長と協議を持った。このときの協議で、IKFN 政令が1983年7月1日から施行されることになっているにもかかわらず、より強硬な内容となっている第15条の新たな規定を本事件において実践で適用することで一致したと記している。トイテンバリによれば、これまでは潜水艦の国籍を確認するために強制浮上させることが武力行使の目的であったが、この新たな規定によって事実上、最悪の場合には国籍不明の潜水艦を撃沈することも可能になったと解釈しており、旧 IKFN ではこれは原則的にはできなかつたと述べている⁸⁵。すなわち、「ホシュフィヤーデン湾事件」を受けて新 IKFN 政令を遡及して同事件に適用して武力行使の法的根拠とし、ひいては当該潜水艦の撃沈も視野に入れていたことが確認できる。ここにスウェーデンが強硬な対応をとるに至った過程をみることができる。

では、この参謀本部の決定はどのように政府で共有されたのだろうか。政権交代を受けてトイテンバリは、スウェーデンの安全保障政策に関して国際法の観点から IKFN 政令を中心に潜水艦問題について新政権に幾度もブリーフィングを行っている。そしてトイテンバリが主にブリーフィングを行ったのは、レンナット・ボードストゥルム新外相とピアール・ショリー (Pierre Schori) 新官房長官らであった⁸⁶。

⁸⁵ Theutenberg (2012), *op. cit.*, s.100

⁸⁶ 外相へのブリーフィングについてここでひとつだけ確認しておかなければならないのは、ボードストゥルム外相のスウェーデンの外交および安全保障政策への現状認識についてである。ボードストゥルム外相のテレビ出演に関して、トイテンバリは1982年10月26日に外相の私設秘書のクリステル・ヴレートボーン (Christer Wretborn) と外務報道官のマグナス・ファクセーン (Magnus Faxén) と協議をしていたところ、三者とも果たして新外相がスウェーデンの外交および安全保障政策の初歩を十分理解しているのかという疑問を抱いた。そこでトイテンバリはブリーフィングの必要性を感じ、10月29日午後4時にその機会をもった。しかし、外相就任からわずか21日のボードストゥルムは戦時の中立を目指した平時の中立政策というスウェーデン外交の基本や戦時の中立と平時の中立政策の区別などを理解していないことが判明し、トイテンバリは頭を抱えている。このブリーフィングが外相をむしろ混乱させていなければよいのだがと述懐してテレビ出演の行方を心配している。なぜパルメ首相がそのような人物を外相に起用したのか疑問が生じるが、パルメ首相とボードストゥルム外相の関係については1985年前半のスウェーデン外交を検討する上での手がかりとなるため、別の機会に論じたい。Cf. Theutenberg (2012), *op. cit.*, ss.106f.

新政権は1982年10月8日午前11時に発足したが、発足と同時に軍参謀本部が潜水艦事件に関する最新の情報を新政権に伝えた。同日、パルメ新首相による所信表明演説が行われ、「スウェーデンの領域はあらゆる手段で侵犯から守られなければならない。中立を守る我々の意志と能力への信頼は維持されなければならない。そして外圧にさらされてスウェーデンが中立を放棄するかもしれないという懸念や期待を生じさせてはならない。スウェーデン国民は外交政策の基本路線に沿って一致団結する。これは守らなければならない代えがたい財である」⁸⁷との決意が表明されている。同日16時にはボードストゥルム新外相とショリー新官房長官が外務省入りし、トイテンバリが両者に潜水艦に関する最新情報を開示するとともに、これまで作成してきたプレスリリース (pressmeddelande) と武力行使の経緯と外国軍艦に付与される特権について上申している。3日後の11日に再び両者へ同様の上申を行っているが、この上申の中でトイテンバリはIKFN政令の新規則についてブリーフィングを行っており、新基準に従えば、浮上要求に応じない未確認の潜水艦への武力行使に関して、最悪の場合、当該潜水艦の撃沈も現在では事実上可能であると進言している⁸⁸。11日の上申の後、トイテンバリはヤーン・エリーアソン (Jan Eliasson)⁸⁹とも協議しており、外国軍艦に付与される特権と領海侵犯をした潜水艦への武力行使にあたってIFKN新政令について一般にも周知させる必要があるとし、トイテンバリがSvD紙の討論欄である「焦点」(Brännpunkt)に記事を寄稿することで一致した。トイテンバリは、同紙の討論欄編集長のフレードリック・ブラコニエール (Fredrik Braconnier) に執筆を打診し、掲載に先立って1982年10月14日に法務省とスヴェン・ヒルドマン (Sven Hirdman)⁹⁰ 国防省国務次官 (在任期間;1979-1982) と協議を経てた上で寄稿している⁹¹。

この記事は1982年10月15日に掲載され、主に外国軍艦に付与される特権をテーマに、スウェーデンの領域主権を侵害した潜水艦が特権を享受するかどうかという問題を扱っている。特に「ウイスキー・オン・ザ・ロックス事件」を念頭に、領海侵犯した挙句に座礁した潜水艦という例は極めて稀有ではあるが、国内外の国際法の専門家は外国軍艦が領海侵犯をすれば本来享受できる特権は自動的に

⁸⁷ Regeringsförklaringen 1982; Riksdagens protokoll, 1982/83:6, anförande.1.

⁸⁸ Theutenberg (2012), *op. cit.*, s.102

⁸⁹ 1965年に外務省に入省した外交官であり、国連大使 (1988-1992) やエケーウスの後任の駐米大使 (2000-2005年)、国連総会議長 (2005-2006年) を経て、その後パーション (Göran Persson) 政権 (1996-2006年) で外相 (2006年) となり、現在は国連副事務総長 (2012年-) である。1982年から1983年まで総理大臣官房 (statsrådsberedningen) で外交顧問を務めた。

⁹⁰ 国防省国務次官を務めたが、元々は外交官である。国務次官退任後は駐イスラエル大使 (1983-1987年) や駐ロシア大使 (1994-2004年) を歴任し、1982年に議会で決定されたJAS39 グリーペン (Gripen) 次世代戦闘機開発計画にも加わっている。

⁹¹ *Ibid.*, s.103.

無効になると考えている可能性が高く、仮に特権が付与されるとするのであれば、領海侵犯する潜水艦を自ら招き入れるようなものであると論じている。

新たな IKFN 政令の公布は、特権の無効性の明言と国際法の範囲内でスウェーデン政府が領域主権を保全する明確な意志を国内外に示すことになることと表明している。そして、「ホシュフィヤードン湾事件」を受けて、より強硬な内容となっているこの新政令は様々な事情によって 1983 年 7 月 1 日から施行されるが、現行の IKFN が無力というわけではないと締め括っている⁹²。

この記事では、1982 年の新 IKFN 政令が遡及適用されていることは伏され、より強硬な内容が盛り込まれた IKFN 政令が翌年から施行されることだけが明かされている。トイテンバリが IKFN の遡及適用に言及するのは新 IKFN 政令が施行されたのちの翌年 1983 年 12 月 28 日の SvD の討論欄記事においてである。それによれば、IKFN 政令の「ホシュフィヤードン湾事件」とその後の領海侵犯事件への遡及適用は機密事項ではなく、その運用についてスウェーデン国防軍は政府から明確・明瞭な命令を受けていたと述べている⁹³。

1982 年 10 月 15 日の記事は 1982 年 10 月 13 日にボードストゥルム外相の事前承認を受けており、1982 年 10 月 21 日にブリーフィングの折にショリーに手渡されている。このブリーフィングは、翌日 22 日に行われる新たな「潜水艦防衛委員会」(Ubatsskyddskommissionen) の発足に関する記者会見に先立ったものであり、同委員会にはビルト、ラーシュ・エリーアソン (Lars Eliasson)、マイ＝リース・ルーヴ (Maj-Lis Löw)、オッレ・スヴェンソン (Olle Svensson) ら超党派の議員が名を連ね、委員長には国防相 (在任期間 ; 1957-1973 年) や外相 (在任期間 ; 1973-1976 年) などを務めたスヴェン・アンデション (Sven Andersson) が就任した。この委員会の発足にあたってトイテンバリは、ショリーから国際法の分野での協力を要請されている。この潜水艦防衛委員会がまとめた報告書が 1983 年の SOU である。

⁹² ただし、領海侵犯した潜水艦の軍服を着用した乗組員がまず裁判を受ける権利を有するのかどうか、その上で、不法入国の罪で有罪判決を受ける事がありうるのかに関しては議論があると述べている。そして司法権の独立の原則は当然としても、政体法第 10 章第 8 条の「外国や国際機関との関係で重要な問題が他の政府当局で生じた場合、外事関係を所轄する省庁の長に、その旨通知されなければならない」との規定から、政府には外交問題での統一性と一貫性を保つ責任を有することをどのように考えるのかという問題もトイテンバリは提起している。Cf. Bo Theutenberg, “Grov kränkning förverkar immunitet”, *Svenska Dagbladet*, fredagen den 15 oktober 1982. 同記事はトイテンバリが著した研究書に再録されている。Cf. Theutenberg (1986), *op. cit.*, ss.476-481.

⁹³ Bo Theutenberg, “1982 års regler till värn för svenskt territorium (tillträdes- och IKFN-förordningarna av 1982)”, *Svenska Dagbladet*, onsdagen den 28 december 1983. 同記事はトイテンバリの著した研究書に再録されている。Cf. Theutenberg (1986), *op. cit.*, ss.482-487.

22日午前10時から開かれたパルメ首相とボードストゥルム外相による記者会見にトイテンバリも立ち会っており⁹⁴、所信表明演説のときと同様に「スウェーデンの領域はあらゆる手段で侵害から守られなければならない」と述べたことを日記の中で評価している。この発言はすなわち、領海侵犯する潜水艦を事実上撃沈できることを意味しており、政府の方針は自衛権の発動など国際法上の根拠を有している上に、スウェーデンの基本法上の要請にも合致するとトイテンバリは解釈している⁹⁵。この日の朝も記者会見の直前にブリーフィングを受けたジョリーは後年その回顧録の中で、パルメ政権は歴代の政権と比較しても必要以上に強硬な路線をとっていたかもしれないと述懐しており、「ホシュフィヤードン湾事件」以降、パルメ首相はスウェーデン政府が領水内にある他国の潜水艦を撃沈する命令を軍に下す可能性があることを言明したと述べている。さらにパルメ首相は、今後スウェーデンの領域を侵害する意図のある国家は、スウェーデン政府がこのような措置をとることを計算に入れておくべきであると付言したとも記している⁹⁶。このときのパルメの発言の主旨はユング軍最高司令官による1982年10月22日の日記にも記されている⁹⁷。トイテンバリによればその発言とは「一方でいま私が指摘しておきたいのは、スウェーデン政府は軍にスウェーデン領水内に国籍不明の潜水艦を撃沈する命令を下すことが可能で、スウェーデン領を侵害する意図のある潜水艦はスウェーデン政府が今後もその可能性を活用することを計算に入れておくべきだということである」⁹⁸であった。また、パルメ首相がソ連への抗議の根拠とした1983年のSOUでも、1982年のIKFN政令の第15条の「武力行使を認める」(... får vapenmakt tillgripas)から「武力行使をする」(... skall vapenmakt tillgripas)とより強硬に改正することを提案している⁹⁹。ここにスウェーデン政府が、すでに「ホシュフィヤードン湾事件」の段階で、トイテンバリの上申と一致する形で自衛権に基づいて国籍不明の潜水艦を撃沈する意志を有していたことを読み取ることができる。この意志は、1986年のパルメ暗殺後に政権を引き継いだイングヴァル・カールソン (Ingvar Carlsson) 首相にも継承されており、

⁹⁴ トイテンバリ日記には記者会見にあたってパルメ首相へ直接ブリーフィングしたとする記述は見当たらないが、パルメ首相とはスウェーデン訪問中のフランスのピエール・モロワ (Pierre Mauroy) 首相を交えて10月18日12時45分から昼食をともにしている。

⁹⁵ Theutenberg (2012), *op. cit.*, s.104.

⁹⁶ Pierre Schori, *Dokument inifrån. Sverige och storpolitiken i omvälvningarnas tid*, Stockholm: Tiden, 1992, s.33.

⁹⁷ SOU 2001:85, s.149. パルメ首相はこの発言について、ユング軍最高司令官との協議において繰り返し確認をしていたといわれている。Cf. Olof Kronvall & Magnus Petersson, *Svensk säkerhetspolitik i supermaktens skugga 1945-1991*, Stockholm: Santérus förlag, 2005, s.131.

⁹⁸ Theutenberg (1986), *op. cit.*, s.384.

⁹⁹ SOU 1983:13, ss.66-68.

その政治的な判断は政府内にも浸透していたという。そして1988年に発生した国籍不明の潜水艦による領海侵犯では、撃沈の意図をもって使用可能な兵器を用いてピンポイントで武力行使をしていたと当時の沿海域艦隊司令官であったクラス・トーンバリ (Claes Tornberg) は語っている¹⁰⁰。

6. おわりに

本稿ではなぜスウェーデンが政権の保革を問わず「ホシュフィヤーデン湾事件」以降、武力行使を伴う強硬な措置をとれたのかを、「中立」と西側協力の背景を踏まえながら、武力行使基準である IKFN を手がかりに分析した。そこで明らかになったことは、1983年7月1日から効力を有することとなっていた新 IKFN 政令の規定を「ホシュフィヤーデン湾事件」を受けて遡及適用して国籍不明の潜水艦に対処していたということと、その遡及適用した新たな IKFN 政令の法的解釈からスウェーデン政府が国籍不明の潜水艦を撃沈するという明確な意志を有していたことが明らかとなった。そしてその法的解釈はトイテンバリの所属する外務省や軍参謀本部など、官僚や軍部らによってなされ、適用されていたことも浮き彫りとなった。「ホシュフィヤーデン湾事件」は、第三次フェルディーン政権から第二次パルメ政権への政権交代期に発生したが、より強硬な内容となった新 IKFN 政令は政権の保革を超えてその後も継承されていた。

2009年にゴットランド島南方沖（もしくは報道機関によってはウーランド (Öland) 東方沖) のスウェーデンの排他的経済水域 (Exclusive economic zone: EEZ) に旧ソ連製のものとみられる潜水艦が沈没しているのが偶然発見された。2011年にメディアで写真が公開され、同潜水艦が「ウイスキー・オン・ザ・ロックス事件」と同型のウイスキー級潜水艦で、沈没してから25年から30年ほど経過していることが確認された¹⁰¹。このウイスキー級潜水艦がなぜゴットランド島南方沖に沈没していたのかについては様々な推測があるが、その中でも有力視されたのは以下の2説である。まず一つ目が1980年の「ユートウー島事件」(Utö-incidenten) のときにハッランド級駆逐艦の対潜迫撃砲に被弾し、途中で沈没したポーランドの潜水艦ではないかという説である。グスタフソン元軍最高司令官は、1980年代から1990年代初頭にかけて領海侵犯した潜水艦に武力行使をした国はスウェーデンだけであったため、実際に撃沈された潜水艦が発見されたとあれば興味深い

¹⁰⁰ Niklas Svensson, “Ingvar Carlssons order: Sänk ubåten”, *Expressen*, tisdagen den 4 november 2014.

¹⁰¹ Björn Ewenfeldt/TT, “Tvist om misstänkt sovjetisk ubåt”, *Dagens Nyheter*, torsdagen den 3 mars 2011; Fredrik Rundkvist, “Sänkt sovjetisk ubåt hittad utanför Gotland”, *Aftonbladet*, torsdagen den 3 mars 2011.

ことであると述べている¹⁰²。もう一つの説は、事故説である。グスタフソンは、1990年代にロシアがウイスキー級潜水艦をスクラップするために曳航していたところ、うち2隻をバルト海上で喪失してしまうと出来事があり、発見された潜水艦はそのうちの1隻ではないかという説も提示している¹⁰³。当初、バルト海には他にも多くの潜水艦が沈没しているとの理由でスウェーデン軍は同艦の調査はしない意向であったが、その後行われた軍の調査によれば、任務に必要なアンテナや潜望鏡などが外されていることが明らかとなった。このことから沈没時には同艦はすでに退役しており、なおかつ攻撃を受けた形跡もないため、スウェーデン軍が撃沈したものではないと考えられている¹⁰⁴。スウェーデンの領海や排他的経済水域では、第一次世界大戦中に触雷して沈没したとみられるものや¹⁰⁵、第二次世界大戦中にストックホルム群諸島海域でフィンランド軍の魚雷によって撃沈されたとみられるもの、そしてドイツ軍の機雷で沈没したとみられるものなど¹⁰⁶、ソ連の潜水艦が次々と発見されている。今後も一連の潜水艦事件を検証する史料となるような潜水艦が発見される可能性も期待される。

最後に、2014年11月14日午前11時30分からステファン・ルヴェーン (Stefan Löfven) 新首相がフルトクヴィスト新国防相とスヴェアルケル・ユーランソン (Sverker Göransson) 軍最高司令官とともに首相官邸のある「ローセンバード」 (Rosenbad)¹⁰⁷ で開いた記者会見について確認しておこう。この記者会見は同年秋に発生した国籍不明の潜水艦の領海侵犯事件に関するものであった。会見ではまずユーランソン軍最高司令官が、スウェーデン軍の諜報分析の結果を説明し、ルヴェーン首相とフルトクヴィスト国防相がコメントをする形をとった。ユーラン

¹⁰² “Ubåtsfynd ska inte undersökas”, *Svenska Dagbladet*, torsdagen den 3 mars 2011.

¹⁰³ Micke Ölander & Margret von Platen, “Vrakmysteriet utanför Öland”, *Expressen*, torsdagen den 3 mars 2001.” これは1990年の出来事で、このとき曳航されていた潜水艦は3隻であった。残された1隻は、1990年代に減税や移民排斥などを訴えた政党「新民主」(Ny Demokrati)を率いたことでも知られるスウェーデンの実業家バット・カールソン (Bert Karlsson) が購入していたことが判明しており、経営するスカンディナヴィア最大の親水公園「スカーラ・サマーランド」(Skara Sommarland) に展示していた。Cf. Thomas Lundström & Andreas Liebermann, “Så hamnade ubåten på Östersjöns botten”, *Sveriges Television*, tisdagen den 8 mars 2011.

¹⁰⁴ “Ryskstillverkad ubåt identifierad”, *Svenska Dagbladet*, tisdagen den 10 april 2012.

¹⁰⁵ PO Lindström/TT, “Rysk ubåt på Östersjöns botten”, *Dagens Nyheter*, torsdagen den 24 september 2009.

¹⁰⁶ Marcus Lindeen, “Dykare upptäckte sänkt sovjetisk ubåt”, *Aftonbladet*, fredagen den 13 augusti 1999.

¹⁰⁷ ちなみに、ローセンバードという地名は1680年代にクリストフエル・ティールス (Christopher Thiels) がストックホルム中心街に開業した浴場に「薔薇の湯」(Rosenbad) があったことに由来するが、1981年この地に首相官邸などが移転してからはスウェーデン政府そのものを指す代名詞として用いられている。この記者会見は、首相官邸内の記者会見室「麗しきヴェネチア」(Bella Venezia) で開かれた。

ソン軍最高司令官は、諜報分析の内容は多くの最高軍事機密を含むことから他国へ対潜能力が漏洩しないようその全容は開示できないものの、小型の潜水艦による領海侵犯が確実に発生していたとする証拠を提示した。当該潜水艦の国籍までは特定できないながらも、市民によって撮影された潜水艦の船影と、群諸島の海底で確認された潜水艦の痕跡を証拠として公開した。

ユーランソン軍最高司令官の説明ののち、ルヴェーン首相は従来のスウェーデン政府の立場を強調する声明を発表した。この声明ではスウェーデンが、喫緊の脅威に直面しているわけではないと強調しながらも、国際社会が直面している数々の国際問題に鑑みて、この不安定な世界の中スウェーデンの安全保障を確保していくことが政府の最優先課題であるとした。その上で、スウェーデンの領域主権はあらゆる手段で守るとの決意を表明し、ルヴェーン首相自ら指揮を執る「安全保障会議」を設立することも示唆している。領海侵犯を行った国は不明であるが、その行為責任を負う当該国に対しては、領海侵犯は全く容認できるものではなく、スウェーデンは今後、スウェーデン領内で非合法活動を行う潜水艦を発見・特定する能力を向上させる所存であることを明確・明瞭に表明すると述べた。そして、いざとなればスウェーデン国防軍は国籍不明の艦船が逃亡するのを阻止するために必要な権限を有しており、最終的には軍事的強制手段を用いると警告している¹⁰⁸。これは「ホシュフィヤーデン湾事件」以降の方針を踏襲したものであり、ここにスウェーデン政府の撃沈の意志を読み取ることができる。実際に現行の2014年のIKFN第15条においてもスウェーデンの内水を潜航する外国籍の潜水艦に対しては、「必要であれば当該潜水艦を撃沈するおそれのある兵器、あるいはそれ以外の他の方法で航行を不能にするような兵器の使用を認める」と規定され、より具体的かつ強硬な内容となっている。

このタイミングで会見を開いた背景には様々な見方があるだろうが、ヨーロッパにおいてロシアとの緊張が高まっている中で、ストックホルム群諸島内で発生した国籍不明の潜水艦の領海侵犯事件がスウェーデンにとって大きな脅威として認識されていることはまずいよう。一方で国内政治に目を向けてみると、社会民主党と環境党・緑 (Miljöpartiet de gröna) との連立政権であるルヴェーン新政権は議会で過半数を獲得していない少数政権であるため、厳しい政権運営を余儀なくされている。そして目下の最大の懸案事項はルヴェーン政権の新予算案の可決である。2014年10月23日にルヴェーン連立政権 (158議席) は議会に2015年予算案を提出したが、11月10日に前連立与党のアリアンセン (142議席) と極右政

¹⁰⁸ “Statsministerns uttalande om Försvarsmaktens analys av underrättelseoperationen i Stockholms skärgård.”, *Regeringskansliet*, fredagen den 14 november 2014 (<http://www.regeringen.se/sb/d/19427/a/249985>), 2014年11月14日閲覧。

党であるスウェーデン民主党 (49 議席) がそれぞれ独自に対案を示したことから、議会でいずれの予算案が可決されるかが問題となっている。仮にスウェーデン民主党がアリアンセンの予算案に賛成票を投じればルヴェーン政権の予算案は廃案となり、代わって野党案の予算が執行されることになるため、その後の政権の維持は困難になることが見込まれる。そうなれば、ルヴェーン政権は総辞職をするか、もしくは再選挙 (extraval) を行うかの二者択一となる¹⁰⁹。ピアール・ショリーは、回顧録の中で潜水艦問題をめぐる議論は穏健連合党が仕掛けた内政上の争点であると捉えているが、ルヴェーン首相が今回このタイミングで国籍不明の潜水艦に関する記者会見を開いた内政的な意味も見落としてはならない。マルギット・シルベシュタイン (Margit Silberstein) は、この記者会見を開くことによってスウェーデン民主党がアリアンセンの予算案に賛成票を投じるのを困難な状況にし、さらにアリアンセンをルヴェーン政権に接近させる効果も狙ったのではないかと指摘している¹¹⁰。こうしたことを踏まえれば、政府の予算案の先行きが見込めない中で国籍不明の潜水艦問題に大きく焦点を当てることで、国民的な団結を図りたいとの思惑も垣間見えてくる。その後、スウェーデン国営放送が市場調査会社のシーフォ (TNS Sifo) と共同で行った世論調査によれば、スウェーデン国民の 75%がこの記者会見での軍の見解に信頼を置いていることも明らかとなった。フレドリック・ビナンデル (Fredrik Bynander) は、過去の一連の潜水艦事件と比較してもこれは極めて高い数字であり、1980 年代と 90 年代に発生した潜水艦事件の記憶が忘却されて、国民が軍の発表に疑念を抱かないことが作用したと指摘している。その上で、メディアが軍の情報を非常に肯定的に報道したことと、なおかつ多くの政治家も軍の見解を支持したことが背景にあるとも分析している¹¹¹。これは本稿でも取り上げたスウェーデンの政軍関係をめぐる議論とも密接に連動しており、国籍不明の潜水艦問題が抱える内政的側面も今後検討されていかねばなるまい。

(2014 年 11 月)

¹⁰⁹ Juan Flores, “Löfven kan utlysa extraval före april om budgeten faller”, *Dagens Nyheter*, måndagen den 10 november 2014.

¹¹⁰ Hasse Burström, “Margit Silberstein: Det är mycket ovanligt”, *Sveriges Television*, fredagen den 14 november 2014.

¹¹¹ Christoffer Wendick, “3 av 4 tror på försvarets ubåtsbevis”, *Sveriges Television*, söndagen den 23 november 2014.

Analys av ubåtskränkningar i Sverige

– Neutralitet, västsamarbete och IKFN –

Ken Shimizu

Sammanfattning

Rysslands agerande gentemot Ukraina har skärpt det säkerhetspolitiska läget i Europa. Den svenska regeringens säkerhetspolitiska handlande ifrågasattes och därför fick årets *Försvarsrapport* skjutas upp under Ukrainakrisen.

Hösten 2014 kränkte en främmande ubåt svenskt territorium och försvarsmaktens militära operation pågick i Stockholms skärgård i ca 10 dagar. Även om ubåten är oidentifierad och syftet fortfarande är okänt har denna incident påverkat både Sveriges säkerhetspolitik och den svenska opinionen.

Under kalla kriget var ubåtskränkningar ett av de allvarligaste hoten mot Sverige även om ubåtarna aldrig identifierades förutom Gåsefjärden-incidenten, s.k. “Whisky on the Rocks”, vilket skedde i ett militärskyddsområde i Karlskrona 1981. I denna uppsats undersöks hur Sverige hanterade detta hot och varför regeringen och försvarsmakten kunde tillgripa vapenmakt mot ubåtarna. Till sist påpekas också syftet med vapenmakt.

Författaren använder *Statens offentliga utredningar* om ubåtskränkningar och olika föregående forskningar samt Bo J Theutenbergs dagböcker. Theutenberg var UD:s Folkrättssakkunnige mellan 1976 och 1987 och är ambassadör sedan 1982. Under hans tjänstear skrev han protestnoter till Sovjetunionen och briefade olika statsråd om ubåtsfrågan bl. a. angående tolkning av 1982 års nya IKFN-förordning.

Sverige ändrade IKFN efter många fall av ubåtskränkningar och nya IKFN trädde i kraft den 1:a juli 1983. År 1979 innan nya IKFN fastställdes utvidgade Sverige sitt sjöterritorium från 4 till 12 nautiska mil för att anpassa svenska havsrätten till den kommande nya havsrättskonventionen. Denna ändring kan ha varit en möjlig orsak till kränkningar av främmande ubåtar, vilka inte ville lämna området mellan den tidigare havsterritoriella gränsen och den nya.

När “Hårsfjärden-incidenten” inträffade vid regeringsskiftet kom Theutenberg överens med ÖB Lennart Ljung och chefen för försvarsstaben Bror Stefenson om att tillämpa nya IKFN om vapenmakt retroaktivt redan vid “Hårsfjärden-incidenten”

1982. Huvudsyftet med IKFN var att tvinga ubåten i övervattensläge men enligt tolkningen av nya IKFN §15 möjliggjorde det för försvarsmakten att kunna sänka ubåten med vapeninsats. Theutenberg informerade den nye utrikesministern Lennart Bodström och kabinetssekreteraren Pierre Schori om nya IKFN regler och tolkningar. Den nytillträdde statsministern Olof Palme deklarerade 1982 att Sverige kommer att skydda det svenska territoriet med alla tillgängliga medel. Detta innebär att försvarsmakten får sänka ubåtar med stöd av försvarsrätten. Den efterträdande statsministern Ingvar Carlsson fortsatte denna linje och den nuvarande statsministern Stefan Löfven varnade inkräktarna vid en pressträff den 17:e november 2014 att Sverige kommer att försvara sin territoriella integritet med alla tillgängliga medel och försvarsmakten har alla befogenheter som behövs för att i ett kritiskt läge förhindra att en främmande farkost kommer undan, i sista hand med militära tvångsmedel.